

# 三原市立第三中学校PTA会則

- 第1条〈名称〉  
本会は、三原市立第三中学校PTAという。
- 第2条〈事務所〉  
本会の事務所は、三原市立第三中学校におく。
- 第3条〈組織〉  
本会は、三原市立第三中学校に在籍する生徒の保護者・本校に勤務する教職員をもって組織する。
- 第4条〈目的〉  
本会は、学校と家庭の関係を緊密にし、保護者と教職員が手を結び、生徒の健全な成長発達を達成するために、互いに研修を深めながら民主教育の実現をはかることを目的とする。  
本会は、特定の宗教・政党にかたよることなく、またそれらの干渉・支配をうけない。
- 第5条〈事業〉  
本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。  
① 学校の教育活動・行事および事業に対する協力援助に関する事項  
② 学校及び学区内の教育的環境の整備・改善に関する事項  
③ 会員の親睦と研修に関する事項  
④ 各専門委員会の任務に関する事項  
⑤ その他必要な事項
- 第6条〈会費〉  
会費は一世帯当たり月350円とする。
- 第7条〈本部役員〉  
本会は、下記の本部役員をおき、任期は1年とする。  
①会長 1名 ②副会長 若干名 ③事務局長 1名(保護者)  
④事務局次長 1名(教頭) ⑤会計 若干名(保護者・教職員)
- 第8条〈本部役員の選出〉  
本会の本部役員の選出は、本部役員の選出規定による。  
本部役員は、他の本部役員および委員を兼ねることができない。  
本部役員の任期は1年とする。ただし、再任はさまたげない。
- 第9条〈本部役員の任務〉  
本部役員の任務は、下記の通りとする。  
①会長は、本会を代表し業務を統括する。  
②副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはこれを代行する。  
③事務局長は、会長を助け業務を行う。  
④事務局次長は、事務局長を補佐する。  
⑤会計は、本会の会計に当たり決算報告を作成し、総会で報告する。
- 第10条〈会計監査〉  
本会に会計監査を2名おき、本会の会計を監査し、総会で報告する。  
会計監査の選出は、本部役員の選出規定による。
- 第11条〈機関〉  
本会に、下記の機関をおく。  
①総会 ②常任委員会 ③幹事会 ④委員会
- 第12条〈総会〉  
総会は本会の最高議決機関であって、全会員をもって構成し、出席会員によ

って成立する。

定期総会は毎年1回とし、会長がこれを招集する。

臨時総会は、会長または常任委員会が必要と認めたとき、あるいは会員の5分の1以上の要求があった場合に会長が招集する。

総会の議長は会員中より選出する。

議決は、出席会員の過半数の賛成がなくてはならない。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

#### 第13条〈常任委員会〉

常任委員会は、総会に次ぐ議決決定機関であって、本部役員（会計監査を除く）・各委員会正副委員長・学年委員（2名）・校長及び教職員の代表をもって構成し、重要事項を協議する。

常任委員会は、会長が招集し出席委員の過半数の賛成により議決する。

議長は、副会長がこれにあたる。

常任委員会に付議する事項は下記の通りとする。

①幹事会、各委員会によって計画・立案された事項

②総会により委託を受けた諸案件

③総会に提出する議案および諸報告の作成

④会則・規定の制定・改廃

#### 第14条〈幹事会〉

幹事会は、本部役員・学年委員長・各委員会委員長及び校長をもって構成し、必要に応じて開催する。

#### 第15条〈委員会〉

本会は、第4条の目的達成のため、下記の委員会をおく。

委員の選出は、本部役員・委員選出規定による。

①学年委員会 ②保健委員会 ③成人教育委員会 ④厚生委員会

⑤文化委員会

#### 第16条〈特別委員会〉

本会は、第4条の目的達成のため、必要に応じて特別委員会をおくことができる。

#### 第17条〈会計年度〉

本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第18条〈顧問〉

この会に顧問を若干名置くことができる。

顧問は本部役員会の議を経て総会で承認する。

顧問は会長の要請により、本部役員会・委員会その他の会議に出席して助言することができる。

任期は1年とし、再選を妨げない。

#### 第19条〈会則・規定の制定・改廃〉

会則の制定・改廃は総会の議決を経て行う。ただし、諸規定は常任委員会において改正することができる。

〈付 則〉 本会則は、平成18年4月22日改正実施する。

第6条・第18条の適用は平成18年より実施する。

一部改正 平成18年4月22日 総会

一部改正 平成21年4月18日 総会

一部改正 平成24年4月14日 総会

一部改訂 平成30年4月21日 総会

# 本部役員・委員選出規定

第1条 本部役員・委員の選出は、下記の通りとする。

(1) 本部役員及び会計監査)

①本会の本部役員及び会計監査は、常任委員会において、本部役員・会計監査選考委員会を設置し、同委員会が会員中（次年度予定会員を含む）より、本部役員・会計監査候補者を推薦し、総会の承認を得るものとする。候補者を推薦する場合は、事前に本人の了承を得なければならない。

②本部役員・会計監査選考委員会は、学年委員長と会長・三役（副会長・事務局長・会計）とで構成する。

(2) 〈各委員〉

学級毎に6名の学級委員を選出する。

(学年委員2名 保健委員1名 成人教育委員1名

厚生委員1名 文化委員1名)

学年委員は、2つの学年を兼ねることはできない。

(3) 〈学年代表〉

学年代表は、各学年委員の中より正・副各1名を選出する。

第2条 委員会の任務は下記の通りとする。

①本部役員・会計監査選考委員会…次年度の本部役員候補者を推薦し、総会

②各委員会……………各委員会の問題点を処理する。  
にはかる。

第3条 委員会は委員長が招集する。

(付 則) 本規定は、昭和62年1月12日より改正実施する。

一部改正 平成 9年11月11日 第5回常任委員会

一部改正 平成12年 2月 8日 第9回常任委員会

一部改正 平成21年 4月15日 第1回常任委員会

一部改正 平成22年 4月14日 第1回常任委員会

一部改正 平成22年 9月 3日 第3回常任委員会

一部改正 平成24年12月 5日 第3回常任委員会

一部改正 平成25年12月 4日 第3回常任委員会

一部改正 平成30年 1月31日 第4回常任委員会

# 委員会規定

## 第1条 (委員の構成)

各委員会の委員の選出は、次の通りとする。

- ①委員は、学級委員によって構成し、教職員は各委員会にそれぞれ所属する。
- ②各委員会委員長1名、各委員会副委員長若干名は、各委員会で選出する。

## 第2条 (委員会の任務)

各委員会の任務は、下記の通りとする。

- ①学年委員会 学校行事協力への学年のとりまとめ等
- ②保健委員会 体育・保健衛生に関する計画実施
- ③成人教育委員会 講演会・講習会・研修会の開催など
- ④厚生委員会 学校行事(運動会等)への協力、レクレーションの計画・実施
- ⑤文化委員会 新聞の発行、その他の広報文化活動

## 第3条 委員会は、委員長が招集する。

(付 則) 本規定は、昭和62年2月26日より改正実施する。  
一部改正 平成30年 1月 日 第 回常任委員会

# 表彰及び慶弔規定

## 第1条 本規定は、本校の教育並びにPTA発展のために功労のあった者の表彰に適用する。

- ① 功労表彰 本校教育並びに本会発展のために顕著な功労のあった者
- ② 善行表彰 他の模範となる行いのあった者

## 第2条 本規定は、会員および生徒が死亡した場合、教職員の転退職の場合に適用する。

- ①会員死亡の場合は、香典10,000円を贈り会葬する。但し、教職員の場合は、配偶者を5,000円とする。
- ②生徒死亡の場合は、香典10,000円を贈り会葬する。
- ③教職員が退任・転任する場合は、下記の通り記念品(記念品料)を送る。

在職5年未満の場合	5,000円
在職5年以上の場合	10,000円
在職10年以上の場合	20,000円

(付 則) 本規定は、平成19年4月21日より改正実施する。

# 三中PTAの組織

